

# 秋田県公報

## 目 次

告示	ページ
○地域森林計画の樹立の予定(五三二・水と緑推進課)……………	1
○地域森林計画の変更の予定(五三一、五三三・水と緑推進課)……………	1
○漁船損害等補償法による付保義務の同意に係る発起人となる旨の届出(五三四・水産漁港課)……………	1
○道路の供用開始(五三五・道路課)……………	1
○建築基準法による指定構造計算適合性判定機関の指定(五三六・建築住宅課)……………	2
○開発行為に関する工事の完了(五三七・北秋田地域振興局建設部)……………	2
公 告	
○県営土地改良事業廃止処理計画の決定(仙北地域振興局農林部)……………	2
○一般競争入札の実施(教育庁総務課)……………	2
○海区漁業調整委員会指示……………	3
○漁業法による採捕の制限(二)……………	3

## 告 示

### 秋田県告示第五百三十一号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第五条第一項の規定により、米代川地域森林計画をたてるので、同法第六条第一項の規定に基づき、次のとおり公告し、当該地域森林計画の案を縦覧に供する。

平成十九年十一月九日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 森林計画区の名称及び縦覧に供する書類  
米代川森林計画区 米代川地域森林計画書の案及び森林計画図の案
- 二 縦覧期間 平成十九年十一月九日から同年十二月十日まで
- 三 縦覧場所 農林水産部水と緑推進課及び各地域振興局農林部森づくり推進課

### 秋田県告示第五百三十二号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第五条第四項の規定により、雄物川地域森林計画を変更するので、同法第六条第一項の規定に基づき、次のとおり公告し、当該地域森林計画の案を縦覧に供する。

平成十九年十一月九日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 森林計画区の名称及び縦覧に供する書類  
雄物川森林計画区 雄物川地域森林計画変更計画書の案及び森林計画図の案
- 二 縦覧期間 平成十九年十一月九日から同年十二月十日まで

三 縦覧場所 農林水産部水と緑推進課及び各地域振興局農林部森づくり推進課

### 秋田県告示第五百三十三号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第五条第四項の規定により、子吉川地域森林計画を変更するので、同法第六条第一項の規定に基づき、次のとおり公告し、当該地域森林計画の案を縦覧に供する。

平成十九年十一月九日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 森林計画区の名称及び縦覧に供する書類  
子吉川森林計画区 子吉川地域森林計画変更計画書の案及び森林計画図の案
- 二 縦覧期間 平成十九年十一月九日から同年十二月十日まで
- 三 縦覧場所 農林水産部水と緑推進課及び各地域振興局農林部森づくり推進課

### 秋田県告示第五百三十四号

漁船損害等補償法施行令(昭和二十七年政令第六十八号)第五条第一項の規定により、漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第一百二十二条第一項に規定する同意に係る発起人となる旨の届出があったので、同令第五条第三項の規定に基づき、次のとおり公示し、指定漁船調書を縦覧に供する。

平成十九年十一月九日

秋田県知事 寺 田 典 城

届 出 事 項	加入区	縦 覧 期 間	縦 覧 場 所
発起人の住所及び氏名	加入区	縦 覧 期 間	縦 覧 場 所
山本郡三種町富岡新田字富岡五十九番地一 田 森 弘 山本郡三種町浜田字堤下十七番地四 畠 山 成 功	八竜	平成十九年十一月九日から同月二十三日まで	山本郡三種町浜田字福沢六十三 三種町八竜漁業協同組合
漁船損害等補償法第百十三条第一項の申出をすする名称	漁業協同組合の名称		
三種町八竜漁業協同組合			

指定漁船調書の縦覧の期間及び場所

秋田県告示第五百三十五号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定

に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

平成十九年十一月九日

一 供用開始の区間

秋田県知事 寺 田 典 城

道路の種類	路線名	区 間
		北秋田市阿仁幸屋渡字鳥坂二三

一般国道 一百五号

番七地先から七八番二地先まで

- 二 供用開始の期日 平成十九年十一月十二日
- 三 供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間
- (一) 場所 建設交通部道路課
- (二) 期間 平成十九年十一月十二日から同月二十六日まで

秋田県告示第五百三十六号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第十八条の二第一項の規定により、次のとおり指定構造計算適合性判定機関を指定したので、同法第七十七条の三十五の五第一項の規定に基づき、公示する。

平成十九年十一月九日

秋田県知事 寺 田 典 城

名 称	住 所	業務の開始の日	指 定 年 月 日
財団法人日本住宅・木材技術センター	東京都港区赤坂二丁目二番十九号アドレスビル	構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地 財団法人日本住宅・木材技術センター 構造判定室 東京都江東区新砂三丁目四番二号	平成十九年十一月一日 平成十九年十月三十一日

秋田県告示第五百三十七号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定により平成十九年八月三十一日付け指令北建一三四三で許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第三十六条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成十九年十一月九日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
大館市清水四丁目四番十五号
- 株式会社伊徳 代表取締役 伊藤 碩彦
- 二 開発区域に含まれる地域の名称  
北秋田市栄字前綱五十八番一、五十九番一、六十番一、六十一番一、六十二番一、六十三番一、六十四番一、六十五番一、六十六番一、六十七番三、六十八番一、六十九番、七十番、七十一番、七十二番、七十三番、七十四番、七十五番、七十六番、七十七番、八十六番一、八十七番、八十八番、八十九番、九十番

第五項の規定に基づき、公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成十九年十一月九日

- 一 縦覧に供すべき書類の名称 秋田県知事 寺 田 典 城  
県営土地改良事業(手倉・相内端地区経営体育成基盤整備事業(区画整理型)) 廃止処理計画書の写し
- 二 縦覧期間 平成十九年十一月十二日から同年十二月十日まで
- 三 縦覧場所 仙北市役所

次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の六第一項の規定により公告する。

平成十九年十一月九日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 入札に付する事項
- (一) 業務名 秋田県庁舎内  
給与記録電子化業務
- (二) 業務場所 秋田県庁舎内
- (三) 業務内容 秋田県庁舎内  
キーエントリー作業  
委託業者事業所内

(三) 業務内容 秋田県庁舎内  
キーエントリー作業  
委託業者事業所内  
現在保管されている台帳(「秋田県教職員給与カード」)

の二万千件の記録を庁舎内で読み取りを行い、その画像をもとにキーエントリーしてデータ化する。

(四) 業務期間  
契約締結の日から平成二十年三月二十一日(金)まで

- 二 入札に参加する者に必要な資格  
次に掲げる要件を全て満たし、本業務に係る入札参加資格の確認を受けた者であること。
- (一) 地方自治法施行令第百六十七条の四の規定に該当しない者であること。
- (二) 財団法人日本情報処理開発協定指定のプライバシーマークの使用許諾取得事業所、ISMS(情報セキュリティマネジメントシステム)認証取得事業所のいずれかの認定を受け、当該事業所内でキーエントリー作業ができること。
- (三) 国又は地方公共団体から本業務と同種の業務の元請けとして受託実績があること(業務毎に具体的に明示すること)。
- (四) 但し、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率二十パーセント以上のものに限るものとする。
- (五) 県内に本社又は支店等の営業拠点を有する者であること。
- (六) 会社更生法(平成十四年法律第百五十四号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成十一年法律第二百二十五号)に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者(手続開始の決定を受けた者を除く)でないこと。
- (七) 秋田県税及び社会保険料に滞納がない者であること。
- (八) 入札手続等

公 告

仙北郡田沢湖町生保内字中宿五十五番地一 荒木田吉郎ほか十四人から申請があった県営土地改良事業の廃止に係る土地改良事業廃止処理計画を定めたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条の三第六項において準用する同法八十七

<p>(一) 担当部局 〒〇一〇一八五八〇 秋田市山王三丁目一番一号 秋田県教育庁総務課IT推進班 (秋田県庁第二庁舎七階) 電話〇一八八六〇一五一一二 FAX〇一八八六〇一五八五一 E-Mail: soumu-edu@pref.akita.lg.jp</p> <p>(二) 契約条項を示す場所 (一)に掲げる場所</p> <p>(三) 入札説明書等の交付期間及び場所 平成十九年十一月九日(金) から同月二十三日(金) までに(一)に掲げる場所で交付する。</p> <p>(四) 競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)及び競争入札参加資格確認資料の提出期間、場所及び方法 平成十九年十一月十六日(金) から同月二十三日(金) までに(一)に掲げる場所に持参の上、一部提出すること。</p> <p>(五) 入札及び開札の日時及び場所 平成十九年十二月十九日(水) 午前十時三十分 県庁第二庁舎 五階 五十二会議室</p> <p>(六) 郵便による入札書の受領期限及び提出場所 平成十九年十二月十九日(水) 午前十時 (一)に掲げる場所 その他</p> <p>四 その他 (一) 入札の方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の五に相当する金額を入札書に記載すること。</p> <p>(二) 委託費内訳書の提示 入札者は、第一回の入札に際し、数量、単価及び金額を明らかにした見積内訳明細書(業務説明書における「別紙様式第四号委託費内訳書」に準じた内容のものとする。)を提示すること。なお、委託費内訳書は、参考資料として提示を求めるものであり、入札及び契約上の権利義務を生ずるものではない。</p> <p>(三) 入札の無効 秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号。以下「規則」という。)第百六十六条各号に掲げる入札又は申請</p>
---

<p>書若しくは資料に虚偽の記載をした者のした入札は、無効とする。</p> <p>四 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。</p> <p>(五) 入札保証金及び契約保証金 (1) 入札保証金 規則第百六十条及び第百六十一条に規定するところによる。ただし、規則第百六十二条各号のいずれかに該当する場合は、免除する。</p> <p>(2) 契約保証金 規則第百七十七条及び第百七十九条に規定するところによる。ただし、規則第百七十八条第一号から第三号までのいずれかに該当する場合は免除する。</p> <p>(六) 手続における交渉の有無 無</p> <p>(七) 契約書作成の要否 要</p> <p>(八) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨</p> <p>(九) 本業務に直接関連する他の業務の請負契約を本業務の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 無</p> <p>(十) 関連情報を入力するための照会窓口 三の(一)に掲げる部局</p> <p>(十一) その他詳細は、入札説明書等による。</p>	<p>秋田海区漁業調整委員会指示第二号 漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第六十七条第一項の規定により、秋田海区管内の沿岸海域に來遊するはたはた資源の繁殖保護を図るため、次のとおり指示する。 平成十九年十一月九日</p>	<p><b>海区漁業調整委員会指示</b></p> <p>(採捕の制限) 秋田海区漁業調整委員会会長 加藤 和夫 次に掲げる禁止区域及び禁止期間においては、はたはたを採捕してはならない。ただし、第二種共同漁業を内容とする漁業権に基づいて採捕する場合は、手釣(から釣を除く。)、や、は具若しくは歩行徒手により採捕する場合は、この限りでない。</p> <p>一 禁止区域 水深三十メートル以浅の沿岸海域</p> <p>二 禁止期間 平成十九年十一月一日から平成二十年一月三十一日まで</p>
--	---	---

発行者

秋田県

購読料金

秋田市山王四丁目一番一号  
一月三千六百七十五円(税込)

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号  
株式会社松原印刷社  
電話 0862-876600 FAX 0863-000505  
E-mail: matsubarara@matsubarainatsu.co.jp  
秋田市山王七丁目五番二十九号  
松原繁雄